

漁業種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
小型いか釣り漁業	小型いか釣り漁業	(略)	5トン以上30トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	(略)	1月1日から 12月31日まで	福井県に住所を置く者
		3 (許可または起業の認可を受けている船舶の数: 3隻)			福井県沖合海域	4月1日から 12月31日まで	石川県に漁業の根拠地を有する者
		55 (許可または起業の認可を受けている船舶の数: 49隻)			福井県沖合海域 ただし、福井県坂井市三国町雄島北端の点、同点から真方位315度3海里の点および福井県大飯郡高浜町甲埼(正面埼)突端の点を順次に結んだ線と陸岸によって囲まれた海域を除く。	5月1日から 12月31日まで	北海道に漁業の根拠地を有する者
		40 (許可または起業の認可を受けている船舶の数: 41隻)					青森県に漁業の根拠地を有する者
		2 (許可または起業の認可を受けている船舶の数: 2隻)					岩手県に漁業の根拠地を有する者
		0 (許可または起業の認可を受けている船舶の数: 0隻)					秋田県に漁業の根拠地を有する者
		4 (許可または起業の認可を受けている船舶の数: 4隻)					山形県に漁業の根拠地を有する者
		1 (許可または起業の認可を受けている船舶の数: 1隻)					新潟県に漁業の根拠地を有する者
		1 (許可または起業の認可を受けている船舶の数: 1隻)					富山県に漁業の根拠地を有する者
		0 (許可または起業の認可を受けている船舶の数: 0隻)					京都府に漁業の根拠地を有する者
3 (許可または起業の認可を受けている船舶の数: 4隻)	兵庫県に漁業の根拠地を有する者						

漁業種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
小型いか釣り漁業	小型いか釣り漁業	4（許可または起業の認可を受けている船舶の数：4隻）	5トン以上30トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	福井県沖合海域 ただし、福井県坂井市三国町雄島北端の点、同点から真方位315度3海里の点および福井県大飯郡高浜町甲埼（正面埼）突端の点を順次に結んだ線と陸岸によって囲まれた海域を除く。	5月1日から12月31日まで	鳥取県に漁業の根拠地を有する者
		0（許可または起業の認可を受けている船舶の数：0隻）					島根県に漁業の根拠地を有する者
		0（許可または起業の認可を受けている船舶の数：0隻）					山口県に漁業の根拠地を有する者
		2（許可または起業の認可を受けている船舶の数：2隻）					佐賀県に漁業の根拠地を有する者
		6（許可または起業の認可を受けている船舶の数：8隻）					長崎県に漁業の根拠地を有する者